

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を，法第8条第1項の規定により保管していますので，法第8条第2項の規定により，京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成27年7月24日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成27年6月2日	北区	紫野十二坊町	2	—	—	平成27年6月2日
	西京区	檜原百々ヶ池	2	—	—	
		檜原裕町	2	—	—	
	伏見区	桃山町鍋島	—	—	1	
		深草大亀谷万帖敷町	—	—	1	
		深草大亀谷敦賀町	—	—	1	
		桃山町中島町	—	—	1	
		桃山町因幡	—	—	1	
		小栗栖石川町	—	—	1	
		深草大亀谷大山町	3	—	—	
		深草石橋町	4	—	—	
	深草大亀谷八島町	2	—	—		
深草大亀谷東寺町	6	—	1			
平成27年6月9日	右京区	梅津徳丸町	3	—	—	平成27年6月9日
		梅津北川町	6	—	—	
		嵯峨野南浦町	3	—	—	
	西京区	桂久方町	—	—	2	
		深草大亀谷東久宝寺町	—	2	—	
		深草谷口町	—	1	—	
		深草大亀谷大谷町	—	1	—	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成27年6月19日	南区	久世築山町	—	—	1	平成27年6月19日
		久世大藪町	—	—	2	
	右京区	太秦森ヶ西町	—	2	—	
	西京区	檜原百々ヶ池	—	2	—	
		桂芝ノ下町	—	1	—	
	伏見区	羽束師菱川町	—	4	—	
竹田東小屋ノ内町		—	1	—		
平成27年6月25日	北区	紫野郷ノ上町	2	—	—	平成27年6月25日
		大宮南山ノ前町	1	—	—	
		大宮薬師山東町	1	—	—	
		大宮北箱ノ井町	5	—	—	
		大宮南箱ノ井町	4	—	—	
		大宮開町	2	—	—	
	鷹峯藤林町	2	—	—		
中京区	西ノ京円町	—	—	1		
平成27年6月29日	山科区	東野片下り町	—	—	1	平成27年6月29日
	伏見区	深草大亀谷東久宝寺町	1	—	—	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)